

七飯町手数料条例の一部を改正する条例の概要

住民課

1 改正理由

令和5年12月1日から実施する自動車の臨時運行許可（仮ナンバー）において、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第34条第2項の規定（同法第73条第2項において準用する場合を含む。）に基づく当該許可について、地方自治法第228条第1項の手数料を全国的に統一して定めることが必要とされています。

上記により、七飯町手数料条例の一部改正を行うものです。

2 改正内容

別表に、自動車の臨時運行の許可の申請に対する審査1両につき750円を追加します。

3 施行期日

この条例は、令和5年12月1日から施行します。